

第3号議案 公益社団法人への移行申請に向けた定款変更承認の件

平成20年度総会において、当学会が「公益社団法人」になるべく、移行申請をすることのご承認を頂きました。

公益社団法人に移行申請をするに当たっては、新公益法人法に則った定款に変更する必要があり、本総会においては、別添の変更案をご承認頂きたくお諮りします。

なお、「公益社団法人」に認定されるためのハードルが高く、移行申請、即、認定とはなりませんので、ご提示した定款は、当学会が「公益社団法人」に認定された時点からの施行となります。

以下、現行定款と異なる主な事項について列挙します。

(名称)

現行：第1条 この法人は、社団法人物理探査学会 (The Society of Exploration Geophysicists of Japan) と称する。

変更後：第1条 この法人は、公益社団法人物理探査学会 (The Society of Exploration Geophysicists of Japan) と称する。

(目的)

現行：第4条 この法人は、物理探査学に関する学理及びその応用について研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、物理探査学の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

変更後：第4条 この法人は、物理探査学の学理及びその応用に係る技術の進歩、普及、並びに物理探査に携わる技術者の資質の向上を図り、もってわが国の学術文化、並びに社会の発展に貢献、寄与することを目的とする。

(事業)

現行：第5条 この法人は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会等の開催
- (2) 学会誌その他の刊行物の発行
- (3) 研究及び調査の実施
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学術団体との連絡及び協力
- (6) 国際的な研究協力の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

変更後：第5条 この法人は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 物理探査学に係る専門知識・技術の普及、人材育成のための講演会、研究会活動等の事業
- (2) 物理探査技術の普及促進のための会誌、書籍の編集発行等の事業
- (3) 物理探査技術の普及促進、人材育成のための講座、セミナー開催等の事業
- (4) 物理探査技術の社会活用のための技術開発、コンソーシアム等の事業
- (5) 物理探査に係る広報活動事業
- (6) 物理探査学に係る研究、活動に対する表彰事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(種別) → (法人の構成員)

現行：第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 物理探査学及びその応用分野に関し学識経験を有する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 物理探査学の発展に関して功績が特に顕著な者で、総会で議決をもって薦された者

変更後：第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した法人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人の発展に関して功績が特に顕著な個人で、社員総会で議決をもって推薦された個人

2 この法人の社員は、正会員から選出された代議員をもって社員とする。

(総会の議長) → (議長)

現行：第29条 総会の議長は、会議の都度、出席社員の互選で定める。

変更後：第22条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(役員)

現行：第12条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内（うち会長1名、副会長2名、常務理事1名）
- (2) 監事 2名

変更後：第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

(役員を選任)

現行：第15条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

変更後：第27条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事の中から副会長、常務理事を選任することができる。

5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

6 監事には、この法人の理事、その親族その他特殊な関係にある者及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

(公告の方法) ←新

変更後：第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

(アンダーライン部が改訂箇所)